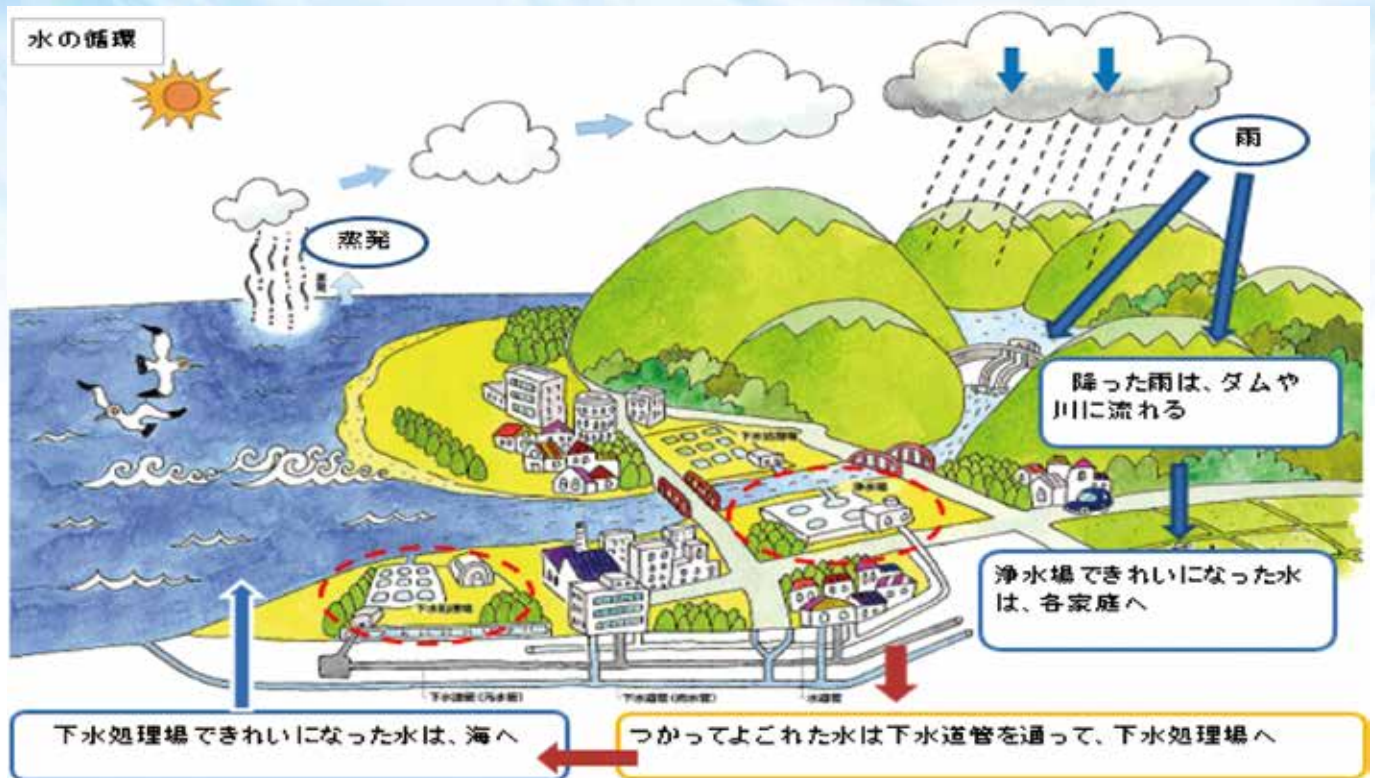


水だより



快適で豊かな暮らしをささえる上下水道



『水の循環』とは・・・

海水が太陽の光で温められ蒸発し、雲を作ります。雲は雨を降らせ、降った雨は川やダムなどに流れ込みます。その水を浄水場で消毒し、私たちが使える水となります。私たちが使って汚れた水は、下水処理場に集まってきれいな水になります。きれいな水は海に流され、また太陽の光で温められ蒸発し雲を作ります。こうした流れを「水の循環」といいます。

目次

上下水道料金について	1
水道の事業経営について	2
下水道の事業経営について	3
水道管について、水道管の更新について	4
水漏れ?	5
水道水の水質検査について	6
貯水槽(受水槽)の管理について	6
水道部への届出について(引っ越しなど)	6
水道事業会計の決算概要について	7
下水道事業会計の決算概要について	8
下水道の正しい使い方	9
下水道接続に対する補助金交付制度の案内、クイズ	10
台風対策、水道庁舎案内図	11



〒904-2241 うるま市字兼箇段 896 番地
TEL975-2200 FAX973-6783

給水人口 125,374人
給水戸数 45,721戸
下水道接続人口 68,588人
下水道接続戸数 28,895戸
(令和3年3月末日現在)

上下水道料金について

営業課 水道測定係 TEL 975-2201

上下水道料金はどのように計算されるの？

基本料金+従量料金で計算されます。



基本料金

毎月かかる定額料金で、使用量の有無に係わりなくお支払いいただく料金です。

従量料金

使用水量に応じて加算される料金です。使用水量によって段階を設け、段階的に単価が高くなるように設定しています。

= **上下水道料金**

水道料金表(消費税抜き)

用途別	基本料金(1月につき)		超過料金	
	水量	料金	使用水量範囲	1m ³ につき
家庭用	8m ³ まで	971円	9~20m ³	189円
			21~100m ³	210円
			101~300m ³	240円
			301m ³ ~	264円
営業用	10m ³ まで	1,554円	11~30m ³	210円
			31~100m ³	240円
			101~300m ³	264円
			301m ³ ~	284円

下水道使用料金表(消費税抜き)

種別	基本料金(1月につき)		超過料金	
	排水汚水量	料金	使用水量範囲	1m ³ につき
家庭用	10m ³ まで	600円	11~30m ³	75円
			31~50m ³	85円
			51~100m ³	100円
			101~300m ³	125円
			301m ³ ~	140円
業務用	10m ³ まで	900円	11~30m ³	100円
			31~100m ³	115円
			101~500m ³	130円
			501m ³ ~	145円

※上記の表で算定された使用料金に消費税が加算されます。

※集合住宅は、連合栓の適用により料金がお安くなる場合があります。営業課へお問い合わせください。

※下水道使用料及び津堅地区農業集落排水処理施設使用料は、水道水を使用した場合、水道の使用水量を汚水排出量とみなし計算されます。

※勝連津堅地区は、農業集落排水処理施設使用料で算定されます。

水道料金及び下水道使用料の計算例：1か月で30m³使用した場合（家庭用）

水道料金(家庭用)

	水量	使用水量範囲	消費税抜き
基本料金	8m ³	0~8m ³	971円…①
従量料金	22m ³	9~20m ³ 単価189円	2,268円…②
		21~100m ³ 単価210円	2,100円…③
合計	30m ³		5,339円…④

下水道使用料金(家庭用)

	水量	使用水量範囲	消費税抜き
基本料金	10m ³	0~10m ³	600円…①
従量料金	20m ³	11~30m ³ 単価75円	1,500円…②
合計	30m ³		2,100円…③

【水道料金の計算】

基本料金 8m³=971円(税抜き)…①

従量料金 (22m³=12m³+10m³)

12m³×189円=2,268円(税抜き)…②

10m³×210円=2,100円(税抜き)…③

合計(基本料金+従量料金)

①+②+③=5,339円…④

合計額×消費税(10%)

5,339円×消費税率(1.10)=5,872円(税込み)

【下水道使用料金の計算】

基本料金 10m³=600円(税抜き)…①

従量料金 20m³

20m³×75円=1,500円(税抜き)…②

合計(基本料金+従量料金)

①+②=2,100円…③

合計額×消費税(10%)

2,100円×消費税率(1.10)=2,310円(税込み)

水道料金を主な財源として経営しています!

水道事業の費用は、水道料金で賄えているの?



水道事業の給水費用がどの程度、使用料金で賄えているかを表した指標として、料金回収率をご紹介します。



受益者負担の原則のもと、皆さまからの使用料金でサービスを提供する独立採算が事業経営の原則だよ!

●水道料金の「料金回収率」について

給水に係る費用がどの程度、給水収益で賄えているかを表した指標。

料金回収率 103.87%(令和2年度決算)

料金回収率は100%以上あるので、**料金収入で給水費用を賄えている状況**にあります。但し、今後は老朽施設及び管路の更新や耐震化をするための費用が増えていくことが見込まれています。

【算出方法】

供給単価 (有収水量1m³あたり水道料金収入の単価) 195.00円 ÷ 給水原価(有収水量1m³あたりの費用の単価) 187.74円=103.87%

※供給単価の算出方法

水道料金収入(2,559,286千円) ÷ 有収水量(13,124,703m³)

※給水原価の算出方法

経常費用(2,464,067千円) ÷ 有収水量(13,124,703m³)

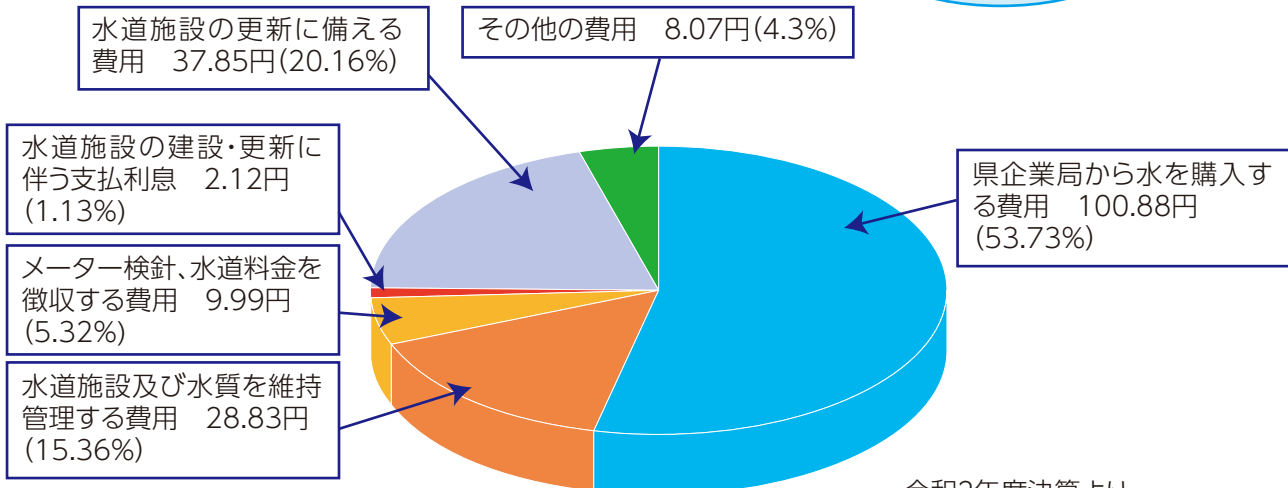
※経常費用は不用品売却原価(389千円)、長期前受金戻入(233,889千円)を控除した額



給水原価とは、水道水1m³届けるのにかかった費用だよ!
給水原価(1m³)187.74円の内訳について、お知らせします。



みんなが支払う水道料金の使い道だよ



令和2年度決算より

下水道の事業経営について

水道総務課 企画経営係 TEL 975-2200

下水道使用料を主な財源として経営しています！ 下水道事業の費用は、下水道使用料で賄えているの？

下水道事業の汚水処理費用がどの程度、使用料金で賄えているかを表した指標として、経費回収率をご紹介します。



●下水道使用料「経費回収率」について

使用料で回収すべき汚水処理費をどの程度、使用料で賄えているかを表した指標。

経費回収率 57.50%(令和2年度決算)

使用料収入で汚水処理費を賄えていない状況にあるため、汚水処理費の**約4割**を一般会計からの**補てん収入(繰入金)**で補っている状況にあります。

【算出方法】

使用料収入	汚水処理費
約6億5,280万円	÷ 約11億3,536万円

下水道使用料収入で
賄えていないんだ！
目標は独立採算！

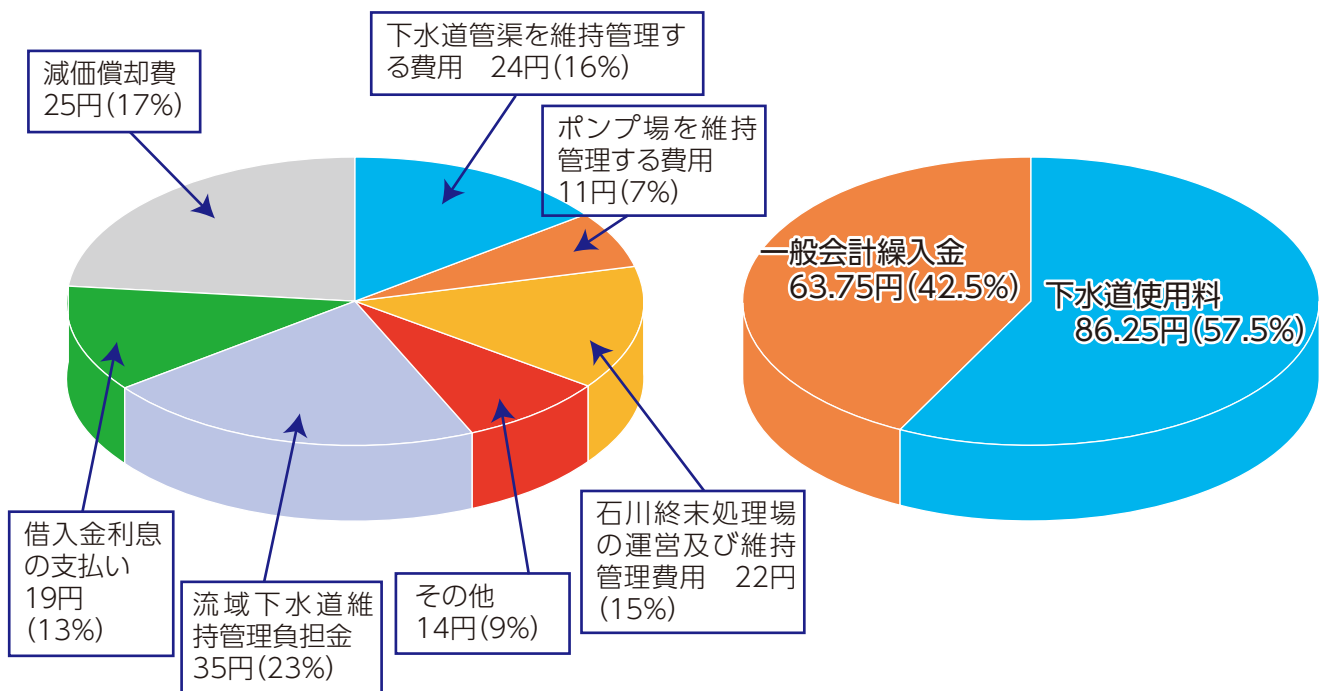


下水道の汚水処理1m³を処理するのにかかった費用(汚水処理原価)及び内訳と下水道使用料1m³あたりの使用料金(使用料単価)について、お知らせします。

下水道事業は、受益者負担の原則のもと、皆さまからの使用料金でサービスを提供する独立採算で経営していますが、下水道事業は一般会計からの繰入金(税金)で、収支均衡を図っています。

汚水処理原価(1m³) 150.00円

使用料単価(1m³) 86.25円



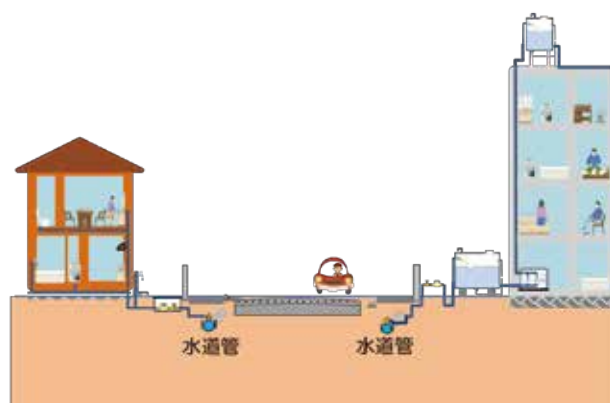
令和2年度決算より

水道管について

工務課 水道工事係 TEL 975-2203

皆さまのお宅へ水を供給している水道管は大部分が道路下へ埋設されているので、目にするのはあまりないと思いますが、市内全域に水を供給するため、うるま市の水道管路の総延長は令和2年度末時点で約773kmに及び県内市町村で2番目に長く、給水面積は3番目に広いなど、給水人口一人当たりの管路延長が長いという特徴があります。※(うるま市:6.2km/人 全国:5.3km/人(平成30年度時点))

そうしたなか、昭和50年代から多く布設されてきた配水管が法定耐用年数(40年)を迎えるため、水道管の老朽化が課題となっています。



水道管の更新について



老朽管の漏水事故

老朽化管路を更新せずにそのまま継続利用すると、水質の悪化や漏水の可能性を高めることになります。

そのため、計画的に管路の更新を進めるとともに、大規模地震が発生しても水道被害を減らせるよう地震に強い水道管(耐震管)に取り替える工事を行っています。



地震にも強い耐震管を優先的に採用して耐震性の向上にも努めます

老朽給水管の切替工事について

給水管とはうるま市が道路に布設した水道管(配水管)から皆さまのお宅へ水を引いている管ですが、老朽化が進むと漏水の可能性が高くなるため、古い給水管を新しい給水管へ取り替えています。

対象となる皆さまへは工事の際に案内をしていますので、ご協力をお願いします。



配水管からメーターまでの間を新しい管に取り替えます

効率的な取り換えのため、地区ごとに工事を行っており、令和3年度は以下の地区です。
《うるま市石川東山本町1丁目・2丁目、石川東山1丁目・2丁目》

災害に備える!

水道総務課 企画経営係 TEL 975-2200

災害で断水が発生した場合、被害の規模によっては、すぐに水道水をお届けできないことがあります。そこで、ご家庭でも日頃から「1人1日3リットル、3日分」を目安に飲料水を備蓄しましょう。



水漏れ?

普段通りに使用しているのに水道料金が高くなっていませんか?

水道メーターのパイロットを確認してください。

水を使用していない状態（タンクの場合は満水時）で確かめます。

パイロットが

回転していたら!

水漏れの可能性があります!

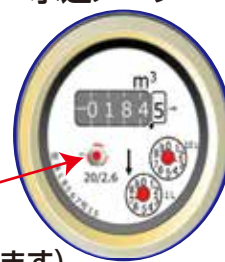
回転していない!

水漏れの心配はありません!

パイロット

(水が流れると回転します)

水道メーター



うるま市指定給水装置工事事業者（指定店）へ調査・修繕を依頼してください。

（調査・修繕費は自己負担）

※埋設部分からの漏水については、水道料金の減免ができる場合があります。

詳しくは営業課までお問い合わせください。

※指定店の一覧はうるま市ホームページで確認できます。

うるま市ホームページ→行政→水道部→漏水について

水道メーター検針作業へのご協力をお願いします

営業課 水道測定係

TEL 975-2201

検針とは、お客さまのご家庭で使用された水量の計量を行い、水道料金及び下水道使用料を計算する大切な作業です。毎月1回、検針員が水道メーターの指示数を読み取りに伺います。

正しい検針ができるよう、下記の事項にご協力をお願いします。

- 1 メーターやボックス周辺はきれいにし、上に物を置かないでください。
- 2 埋設のメーター上には出来るだけ駐車しないでください。
(やむを得ない場合は、検針時の移動にご協力ください)
- 3 犬は、出入口やメーターボックスから離れたところにつないでください。
- 4 家や車庫の増改築等でメーターが床下や屋内になる場合は、所有者（お客さま）の負担により、うるま市指定給水装置工事業者に依頼し検針しやすい場所に移動してください。

期限内支払いのお願い

営業課 水道収納係 TEL 975-2202

利用者の皆さまからお支払いいただく料金等で事業経営をしています。料金が期限内にお支払いされていないと、督促状を発送することになります。

水道料金及び下水道使用料は、期限内にお支払いいただくようご協力のほど、お願いいたします。

お支払いは、便利な口座振替で!

営業課 水道収納係 TEL 975-2202

～申し込み方法～

県内金融機関窓口または水道部窓口にて、申し込みができます。

～必要なもの～

①通帳、②通帳印、③水道番号（領収書、検針票など）をご持参ください。

～郵送での申し込み～ 専用ハガキでの申し込みが可能となりました。お気軽にお問い合わせください。

*毎月21日(土、日、祝日などの場合は翌営業日)に自動的に引き落とします。前日までにご入金をお願いします。

*クレジットカードの取扱いはございません。

お客さまの利便性の向上、また納め忘れを防ぐため口座振替をおすすめしています。



水道メーター取り替え作業のご協力について

営業課 水道給水係 TEL 975-0306

水道部では計量法に基づき、有効期限（8年）以内に新しいメーターへの取り替えを行っています（無料）。

事前に取替予定をお知らせしたうえで、水道部発行の身分証明書を携帯した作業員が取り替えを行いますのでご協力をお願いします。



水道水の水質検査について

工務課 水道管理係 TEL 975-0305

水道水を安心して利用していただくため、水道法に基づき水質検査（51項目）及び毎日検査を実施し、水質検査結果が水質基準に適合していること、及び普段と比べて著しい変化がないかを検証し、安全性を確認しています。

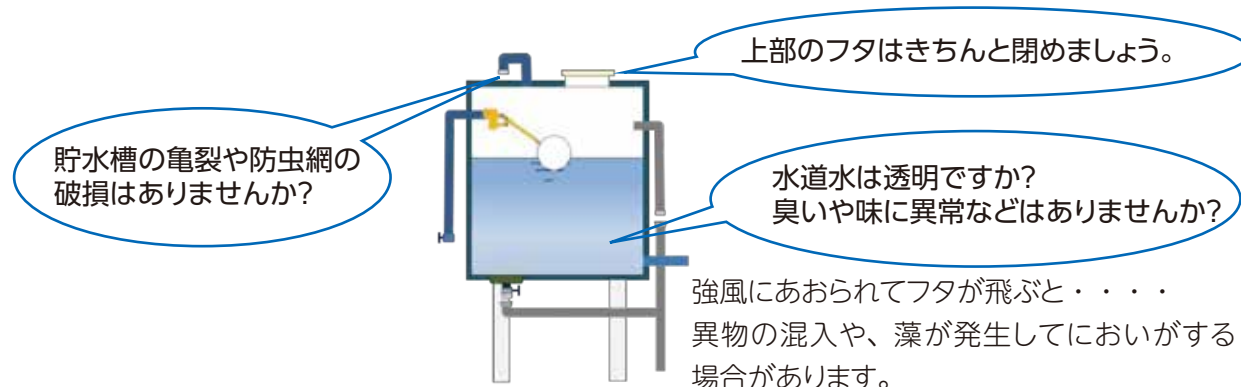
詳しい検査結果や最新の結果については、うるま市水道部ホームページにて公表しています。

貯水槽(受水槽)の管理について!

営業課 水道給水係 TEL 975-0306

貯水槽（受水槽）を設置している方は、普段から次の点に注意し、適切な管理に努めましょう。給水装置を含め、貯水槽（受水槽）以下の装置は、設置者（所有者）が管理することとなっています。

【貯水槽は飲み水をためておくところなので、貯めた水が変質しないよう管理を十分に行ってください。】



台風後は、特に注意しましょう!

年に1回以上は点検・清掃を行い、いつもきれいに保ちましょう。

- ・貯水槽（受水槽）の清掃
 - ・残留塩素の有無、水の色、濁り、におい、味の水質検査
- ※不備なところを発見した場合は、速やかに改善しましょう。

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」にもとづく、県知事の登録を受けた業者について（業者一覧）
https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/seikatsueisei/seiei_suido/documents/tyosuisou.pdf
からご覧いただけます。

- ※清掃等業務は、登録を受けた者に限定されているものではありません。
- 登録がない者でも業務を行うことは可能です。

水道部への届出について

引っ越し等で水道の使用を開始、終了、名義変更をされる方は、以下の届出が必要です。

①水道の使用を開始する際 ➔ **水道使用開始届**

※15時30分(島しょ地域は15時)以降の受付は、翌営業日の開栓作業となりますので、ご了承ください。

※開栓業務終了後(時間外)の開栓作業の場合は、2,300円の開栓手数料を徴収いたします。

②水道の使用を中止する際 ➔ **水道使用中止届**

③水道使用者の名義が変わる際 ➔ **水道使用者変更届**

④水道を使用している用途を変更する際 ➔ **給水装置用途変更届**

※各種届出は窓口、お電話、FAXで受け付けております。

※開始・中止が複数ある場合は、FAXでの届出をお願いいたします。

各種様式 : うるま市ホームページ→行政→水道部→水道使用開始、中止、変更届

お問い合わせ先 : うるま市水道部営業課 営業時間 : 月～金 (午前8時30分～午後5時15分)

TEL (098)975-2201・2202 FAX (098)973-6783

水道事業会計の決算概要について

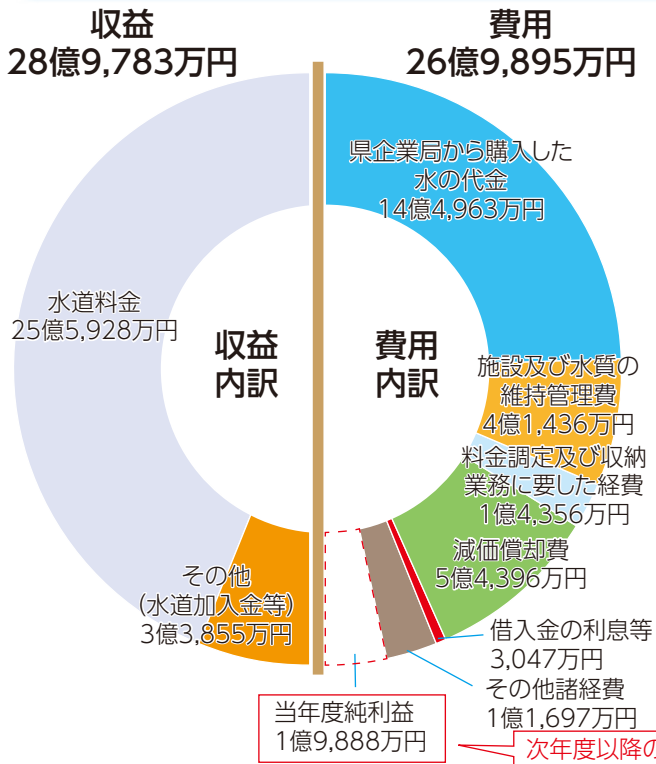
水道総務課 水道経理係 TEL 975-2200

令和2年度うるま市水道事業会計決算の概要についてお知らせします。

水道事業会計は、「収益的収支」と「資本的収支」の枠組みがあります。

「収益的収支」は、水道水を供給するための財源（収益）と経費（費用）で、「資本的収支」は、水道施設を整備するための財源（収入）と経費（支出）です。

■ 収益的収支（水道水をお届けするための経費と財源） 消費税抜き



【収益的収支について】

総収益は28億9,783万円(割合:水道料金収入88%その他12%)、総費用は26億9,895万円(割合:購入した水の代金54%、施設の維持管理及び料金収納業務21%、減価償却費20%、その他5%)となり、純利益(=総収益 - 総費用)は1億9,888万円となりました。

純利益は、どうなるの?

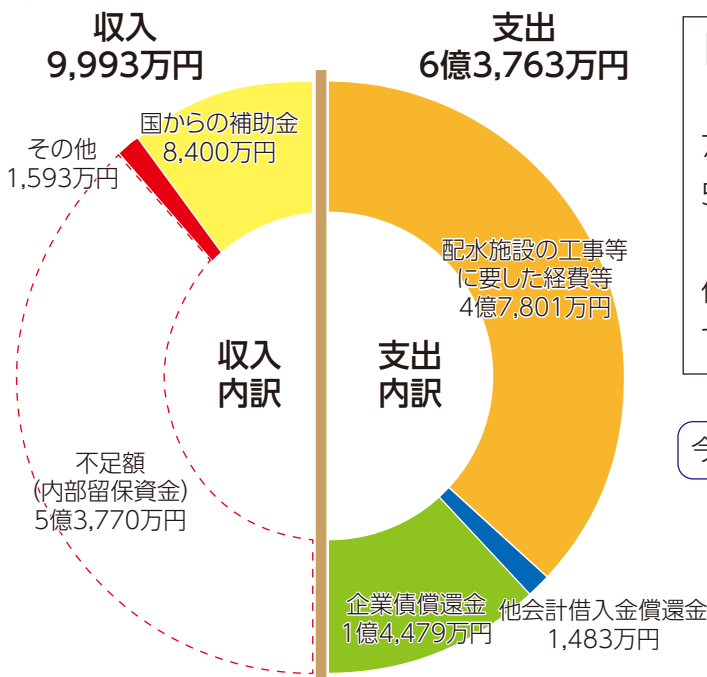


純利益は、水道施設整備更新の借入金の元金返済のために使うよ。



次年度以降の借入金の元金返済へ充てる(水道施設整備の企業債)

■ 資本的収支（水道施設を整備・更新するための経費と財源） 消費税込み



【資本的収支について】

水道施設を整備・更新するための経費は4億7,801万円(割合:75%)、借入金の償還金は1億5,962万円(割合:25%)となりました。

財源不足となった5億3,770万円は損益勘定留保資金(減価償却費など内部で留保された資金)等で補てんしました。

今、借入金はどのくらいあるの?



令和2年度末時点の借入金残高は、16億4,468万円あるよ。給水人口一人あたりになると、およそ13,100円くらいだね。



下水道事業会計の決算概要について

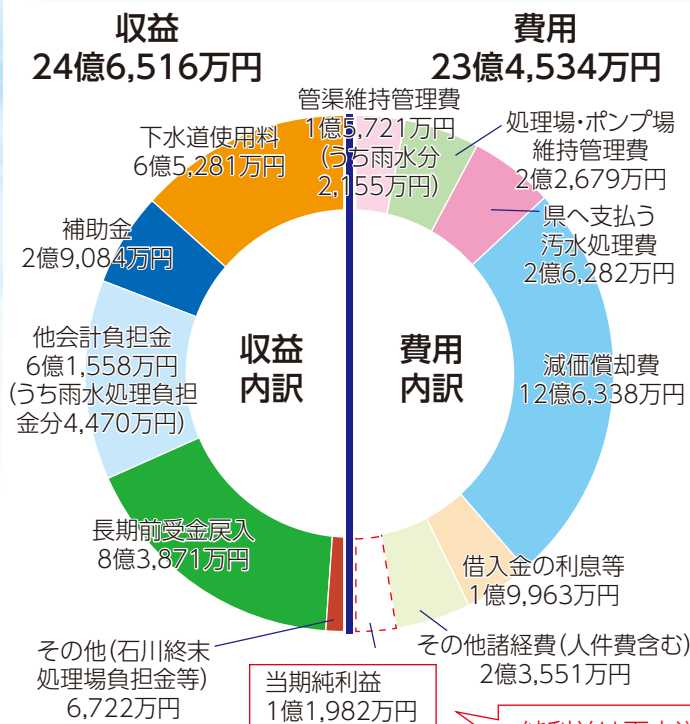
水道総務課 下水道経理係 TEL 973-7978

令和2年度うるま市下水道事業会計決算の概要についてお知らせします。

下水道事業会計も水道事業会計と同様「収益的収支」と「資本的収支」の枠組みがあります。

「収益的収支」は、ご家庭や事業所から出た汚水をきれいにするための財源(収益)と経費(費用)で、「資本的収支」は下水道施設を整備するための財源(収入)と経費(支出)です。また、雨水の処理には税金が使われています。

■ 収益的収支 (汚水をきれいにし、雨水を排水するための経費と財源) 消費税抜き



【事業概要】

令和2年度は2万5,321戸から排出された汚水876万8,379m³を処理しました。

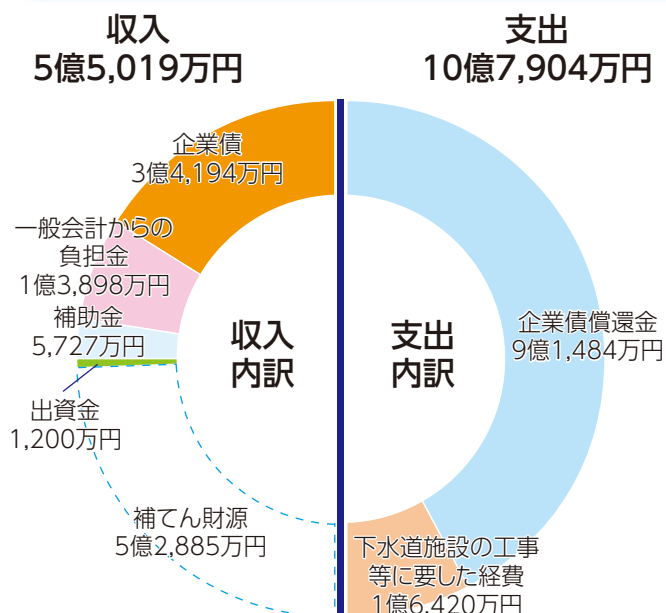
また、水洗化人口は68,588人で前年度に比べ612人増加し、接続率は82.2%となっています。

【収益的収支について】

総収益は24億6,516万円(下水道使用料26.5%、補助金・他会計負担金36.8%、長期前受金戻入等36.7%)、総費用は23億4,534万円(施設の維持管理及び人件費等26.4%、県へ支払う汚水処理費11.2%、減価償却費53.9%、支払利息8.5%)となり、純利益(=総収益 - 総費用)は1億1,982万円となりました。

純利益は下水道施設整備更新の借入金元金返済のために使います。

■ 資本的収支 (下水道施設を整備・更新するための経費と財源) 消費税込み



【資本的収支について】

下水道施設を整備・更新するための経費は1億6,420万円(割合:15%)、借入金の償還金は9億1,484万円(割合:85%)となりました。

財源不足となった5億2,885万円は損益勘定留保資金(減価償却費など内部で留保された資金)等で補てんしました。

企業会計になって初めての決算だよ



※うるま市下水道事業は、令和2年4月1日から、これまでの「官公庁会計」から地方公営企業法を適用した「企業会計(複式簿記)」へ移行しました。

下水道の正しい使い方

下水道課 排水設備係 TEL 973-7977

マンホールには、汚水をスムーズに処理場まで送るためのポンプを備えた「マンホールポンプ」が各地区に存在しますが、**水に溶けないもの**を流すとマンホールポンプの故障や下水道管の詰まりにつながり、路上に汚水があふれたり、トイレが使用できなくなる場合があります。

下水道は皆さまの環境をより良くするための公共の財産です。個人個人が十分に注意して大切に使うことを心がけましょう。

下水道へ流してはいけないもの!!

【詰まりの原因になるもの】

- ・ 廃油・残飯・紙おむつ

【爆発や火災、下水道管の劣化の原因になるもの】

- ・ ガソリン・灯油・農薬・殺虫剤などの薬品

【下水道施設の損傷、若しくは機能を阻害するもの】

- ・ 45度以上の熱湯、たばこ、ビニール、布類



▲異物が絡まったポンプのスクルー



▲油による閉塞状況

グリス阻集器(油脂分離槽)の清掃について

下水道課 排水設備係 TEL 973-7977

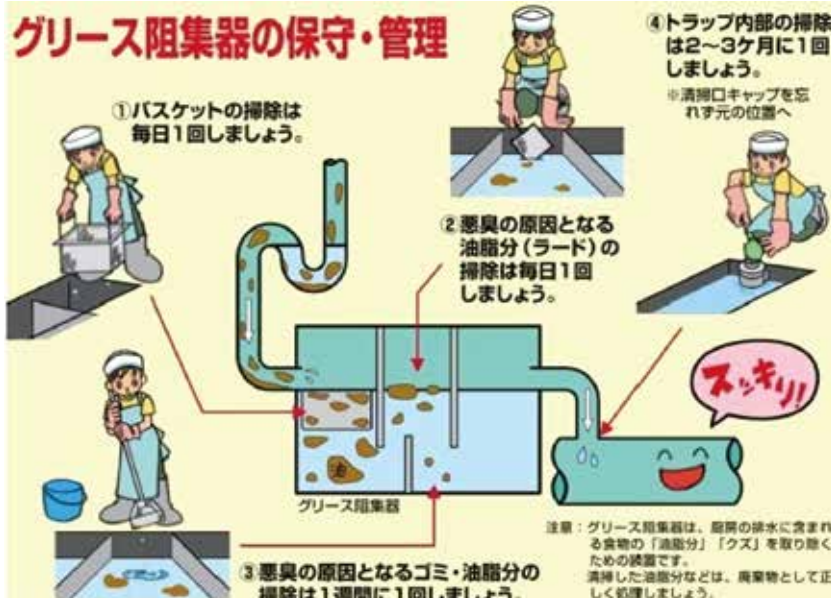
飲食店を経営されているもしくは従事されている方で店内が匂うまたは排水溝が匂う等でお困りの方はいませんか。その原因はグリス阻集器(油脂分離槽)が原因かもしれません。

【グリス阻集器(油脂分離槽)とは】

飲食店などで油脂を多く使用し排水するお店(そば店、ラーメン店、厨房があるコンビニ、食堂、レストラン、居酒屋等)は下水道法に定める排水基準を守るためグリス阻集器(油脂分離槽)を設置しなければなりません。そのため飲食店の厨房の排水はこのグリス阻集器で油脂分を回収しています。

そのためきちんと清掃していなければ食品の残りカスや溜まった油脂分が**悪臭**を出すようになり、ネズミや害虫が集まるきわめて**不衛生な環境**になる可能性があります。また、回収しきれなくなった油脂分が固まり**建物の配管を詰まらせる**原因になることもあります。

グリス阻集器の保守・管理



【グリス阻集器の管理方法について】

1. グリス阻集器内の食品の残りカス(生ごみ)は毎日清掃回収する。
2. 油膜または沈殿物をひしゃく等で回収する。
※注意(油膜と沈殿物は産業廃棄物です。一般廃棄物(燃えるゴミ)として処分してはいけません。最寄りの廃棄物収集運搬業者に廃棄を依頼しましょう。)
3. 1~3か月に一回、清掃業者へグリストラップの洗浄を依頼しましょう。
4. グリス阻集器が壊れている場合は、排水設備指定工事店へ修理の依頼をしましょう。

下水道接続に対する補助金交付制度の案内

下水道課 排水設備係 TEL 973-7977

下水道を利用できる区域で、まだ下水道へ接続していない方は、**下水道へ接続**する必要があります。

うるま市では、浄化槽や汲み取り式トイレからの下水道への切り替えの排水設備工事(新築の場合を除く)に対して、**補助金交付制度**を実施しています。

この制度を市民の皆さまに活用していただき、きれいな海や川を守り、快適な生活環境の向上を図るため、早めの公共下水道への接続をよろしく願います。

下水道に
接続しようね!!



※排水設備とは…ご家庭から出る汚水を直接下水道へ流すための施設。

個人で、排水管や汚水桝等を設置し、管理する必要があります。

【補助対象者】

1. 下水道へ接続できる区域内、建物の所有者又は居住者、若しくは土地の所有者。
2. 国、県または市の同様な制度による補助を受けていない方。
3. 市税に滞納がない方。

【補助金額】

合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽又は汲み取り式便所を設置している建物
補助対象工事が5万円以上の場合は5万円	補助対象工事が10万円以上の場合は10万円
補助対象工事が5万円未満の場合は当該工事費の額	補助対象工事が10万円未満の場合は当該工事費の額

クイズに答えて 図書カードをもらおう!!

もんだい

令和2年度末時点における、うるま市の水道管路の総延長は、県内市町村で何番目に長いでしょうか?

- ① 2番目
- ② 20番目
- ③ 30番目

ヒント こたえは、4ページにあるよ。

右の応募用ハガキにて、ご応募下さい。

正解者の中から抽選で20名様に図書カード(1,000円分)を差し上げます。

当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。

・うるま市に在住の方のみ応募できます。

締切:令和3年12月28日(火)

(当日消印有効)

水だより 第17号クイズの答え

※ 正解を下の3つの中から1つ選んでください。

- ① 2番目
- ② 20番目
- ③ 30番目

締切:令和3年12月28日(火) (当日消印有効)

アンケートにご協力ください。

- Q1 普段どんな水を飲んでいますか? (複数回答可)
- 水道水 一度沸騰させた水道水
浄水器を通した水道水 ミネラルウォーター
その他
- Q2 この広報誌「水だより」はどの部分が参考になりましたか?
() ページ 項目名 ()
- Q3 水道のイメージについて
良い どちらかと言えば良い どちらかと言えば悪い
悪い
- Q4 下水道のイメージについて
良い どちらかと言えば良い どちらかと言えば悪い
悪い
- Q5 今後水道部に期待するものは何ですか? (4つ回答)
- 安全な水の供給 水道料金の安さ おいしい水の供給
安定した水の供給 お客さまサービスの向上 広報の充実
地震など災害に強い上下水道 下水道の普及
下水道使用料の安さ 下水道接続制度の充実
その他 ()

水道部へのご意見をお寄せ下さい。

ご協力ありがとうございました。

お知らせ

- ・『第63回水道週間』が「生活も ウイルス予防も 蛇口から」をスローガンに6月1日～6月7日まで、全国一斉に実施されました。
- ・『第61回下水道の日』が、「下水道 雨水も汚水も すーいすい」をスローガンに9月10日に全国で一斉に開催されました。

台風対策について

台風接近時には万一の断水に備えて、飲料水は容器に確保し、生活用水（トイレ・その他）は浴槽等に溜めて確保をお願いします。

アパート・マンション・県営及び市営住宅などで加圧ポンプ（電気を使用して水に圧力をかけ高架タンクや蛇口まで水を送る機械）を使用している場合は、台風による停電や漏電ブレーカーが落ちることで加圧ポンプが動かなくなり、断水になる恐れがあります。電力が復旧しても水が出ないときは、建物管理者（家主・管理人・不動産等）へ連絡、確認してください。

営業課 給水係 TEL 975-0306

うるま市水道庁舎案内図



郵便はがき

9 0 4 - 2 2 4 1

郵送する場合は、63円切手をはって下さい。

水道部窓口にお持ちいただく場合は、切手は不要です。

うるま市字兼箇段896

うるま市水道部 行

ふりがな	
ご氏名	
ご住所	〒 TEL
年 齢	<input type="checkbox"/> 10代未満 <input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代～
世帯の人数	人

〈水道庁舎内連絡先〉

課名	連絡先	主な業務内容
水道総務課	☎ 975-2200 (水道総務係) (水道経理係) (企画経営係)	・水道事業の予算決算に関すること ・総合計画等に関すること ・庶務に関すること
	☎ 973-7978 (下水道経理係)	・下水道事業の予算決算に関すること
営業課	☎ 975-2201 ☎ 975-2202 (水道測定係) (水道収納係)	・水道料金に関すること ・引越し等に伴う水道の開閉栓、名義変更に関すること ・使用水量に関すること
	☎ 975-0306 (水道給水係)	(水道給水係) ・給水装置工事及び水道メーター取り替えに関すること
工務課	☎ 975-2203 (水道工事係) ☎ 975-0305 (水道管理係)	・水道施設の工事に関すること ・水道施設の維持管理、水質に関する こと ・水漏れ及び断水に関する こと
FAX		973-6783
下水道課	☎ 973-7977 (排水設備係) (計画工事係)	・下水道使用料に関する こと ・下水道排水設備の維持管理に 関すること
	☎ 974-5467 (下水道管理係)	・下水道事業計画及び工事に 関すること
	☎ 964-3175 (下水道施設係)	・下水道施設の維持管理に 関すること
FAX(下水道課)		974-7467